

報 告 書

平成 17 年 3 月

生駒市立学校通学区域制度検討委員会

昭和30年代以降、大規模な宅地開発や第二次ベビーブームに伴う人口の急増に対応するため、本市では小・中学校併せて20校を分離新設してきました。

しかしその後、少子化が進み、現在では本市の児童・生徒数はピーク時（昭和60年）の67パーセントにまで減少しています。ところが、学校区単位で見ると、現在でも子どもの数が増加しているところもあり、学校間での規模の格差が生じてきています。

また、学校の新設や新たな宅地開発の結果、「指定された学校よりも隣の校区の学校の方が近い」といった地理的な問題も生じています。

一方、通学区域制度につきましては、平成9年の文部省（現文部科学省）による「通学区域制度の弾力的運用について」の通知を受け、翌年からは地理的理由や身体的理由などにより、指定した学校に通うことが困難な子どもに対して、他校区への通学を認めていますが、これだけでは不十分な場合も生じてきています。

このような現状に鑑み、適正な学校規模を確保し、本市の子どもたちすべてが等しく享受できる教育環境の整備を図るとともに、児童生徒の通学の安全確保などの保護者ニーズへの対応や地域と密着した特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進するため、平成16年5月28日開催の生駒市教育委員会第5回定例会で生駒市立学校通学区域制度検討委員会が設置されました。

本委員会では、今回の検討は子どもたちや保護者・教職員・地域住民にとって極めて重要な課題であるとの認識のもと、保護者、学校、自治会の視点から、活発に意見を交換し、同年5月31日開催の第1回会議を皮切りに延べ8回にわたり調査・検討を行い、後述いたしますように隣接校選択制を導入すべきとの結論に至りました。

市教委におかれましては、検討過程での意見や課題について十分に検証され、実現に向けた取り組みがなされることを望み、ここにご報告いたします。

平成17年3月29日

生駒市教育委員会

教育長 中川克己 殿

生駒市立学校通学区域制度検討委員会
委員長 森井惠治

1 目的

適正な学校規模を確保し、本市の子どもたちすべてが等しく享受できる教育環境の整備を図るとともに、児童生徒の通学の安全確保などの保護者ニーズへの対応や地域と密着した特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進するため、「生駒市立学校通学区域制度検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置する。

2 検討事項

- (1) 通学区域の設定又は変更に関すること
- (2) 学校選択制に関すること
- (3) その他通学区域制度の運用に関し必要な事項

3 委員の構成

生駒市自治連合会、生駒市PTA協議会、生駒市校園長会から各々3名、計9名の委員で構成

（順不同、敬称略、H.16.5.31）

	氏 名	備 考
委員長	森井 恵治	生駒台小学校校長
副委員長	木村 正和	生駒市PTA協議会会长
委 員	木虎 清明	生駒市自治連合会副会长
委 員	城山 英章	生駒市自治連合会副会长
委 員	中尾 芳巳	生駒市自治連合会副会长
委 員	阿部 久美子	生駒市PTA協議会副会长
委 員	西田 次郎	生駒市PTA協議会顧問
委 員	小林 文代	俵口幼稚園園長
委 員	樋口 幸雄	鹿ノ台中学校校長

4 開催状況

平成16年5月から平成17年2月にかけて合計8回の会議を開催

	日時・場所	主な案件
平成16年 第1回	平成16年5月31日（月） 13:30～16:40 市役所401・402会議室	●生駒市立学校の通学区域制度の現状について
第2回	平成16年6月22日（火） 13:30～16:45 市役所401・402会議室	●検討事項に対する問題点について
第3回	平成16年7月29日（木） 13:30～16:20 市役所403・404会議室	●各通学区域制度上の問題点について ●今後の検討委員会の進め方について
第4回	平成16年8月26日（木） 13:30～16:15 コミュニケーションセンター 201・202会議室	●各通学区域制度上の問題点について （前回の続き） ●検討委員会の中間報告（案）について
第5回	平成16年10月8日（金） 13:30～17:10 コミュニケーションセンター 201・202会議室	●各制度のメリット・デメリット、課題、対応について
第6回	平成16年11月18日（木） 13:30～16:30 市役所403・404会議室	●各制度のまとめについて ●アンケート調査について
平成17年 第1回	平成17年1月24日（月） 13:30～15:35 市役所401・402会議室	●アンケート結果について ●検討委員会の報告書について
第2回	平成17年2月21日（月） 9:30～12:00 市役所401・402会議室	●検討委員会報告書（案）について

5 検討内容

[1] 現状把握

- 少子化傾向

児童・生徒数は、現在、ピーク時（昭和60年）の67パーセントまでに減少している。

- 学校規模の格差

学校区単位で見ると、現在でも子どもの数が増加しているところがある。

- 保護者ニーズの高まり

新たな宅地開発の結果、「指定された学校よりも隣の校区の学校の方が近い」といった地理的な理由により、通学区域の見直しのニーズがある。

- 国の規制緩和

通学区域制度の弾力的な運用として、平成15年度から学校選択制の導入が可能となった。

- 空き教室の状況

多目的教室、パソコン教室などの特別教室の新設や、総合学習、少人数指導のための普通教室の転用等により、普通教室に余裕のある状況ではない。

[2] 主な意見

(1) 通学区域の設定又は変更

メリット

- 教育施設の建設費や維持管理費の節減が図れる。

デメリット

- 現実問題として校区を単位に自治会等の任意団体が組織され、コミュニティが形成されている状況下、関係団体の理解と協力が得がたい。

- 校区を中心とした住民の地域活動や行政の執行上に支障を来たす。

- 通学距離が長くなることにより通学の安全への不安感が増大する。
- 教室不足の解消など、財政的な理由では保護者の理解を得られない。
- 今後の教育改革等で再度変更をしなければならない可能性がある。
- 少子化傾向にあるものの、教育環境上の学校規模では支障を来たしていない。
- 新たな教育施設の整備に伴い、一時的な財政負担が増加する。

(2) 学校選択制（隣接校選択制）

メリット

- 子どもの個性や希望に応じた学校選択の機会が拡大する。
- 学校に積極的に関わる意識や責任感の向上が期待される。
- 子どもたちの防犯や通学の安全確保が図りやすい。
- 近い隣接の学校に通学ができる。

デメリット

- 地域と人との関わり合う機会、場の減少が危惧される。

(3) その他通学区域制度の運用

現行の「指定校の変更」と「調整区域の設定」が果たしてきた今までの成果等を勘案すれば、隣接校選択制との絡みもありますが、引き続き存続すべき。

6 アンケート調査

(1) 対象者

市内の幼稚園・保育園に通園する4歳児の幼児の保護者

配布：1,008人 回収：714人 回収率：70.8%

(2) 調査方法

市内の幼稚園・保育園を通じてアンケート調査票を配布・回収

(3) 実施時期

平成16年12月10日（金）一斉配布

平成16年12月21日（火）回収

(4) 主な調査結果

- 隣接校選択制に「賛成又はどちらかといえば賛成」・・・「約65%」
- 隣接する学校に入学したい理由として、
「家から近い学校に通学できるようになるから」・・・「約31%」
「防犯や通学の安全性が確保できるから」・・・「約28%」

7 検討結果

今後の通学区域制度については、「安心、安全で通いやすい学校」を基本に、通学区域の弾力化の視点で、子どもの個性や希望に応じた学校選択の保証の推進を図るとともに、保護者が学校に積極的に関わる意識や責任感の向上が期待される隣接校選択制を制度化し、小学校から早期に導入すべきと提言します。

なお、中学校への本制度の導入と通学区域の変更につきましては、今後の児童生徒数の推計から性急な実施は避け、隣接校選択制の導入実績を踏まえて、時宜を得た段階で検討されるよう、意見を附記いたします。

8 隣接校選択制度の導入に当たっての留意点

(1) 対象者

- 現行の通学区域を維持し、小学校の新1年生を対象とすべきと判断します。
理由：在校児童を対象とすると、学級編成や学校運営に支障をきたす場合
が想定されます。
- 現行の通学区域の弾力的な運用としての「指定校の変更」、「調整区域の設定」については、本制度を優先する必要があると考えます。
- 在学中の兄弟姉妹については、特例措置を設けるなど、特段の配慮をする
必要があると考えます。

(2) 隣接校の児童の受入枠

- 受入枠については、基本的な考え方を定め、各学校長と協議の上、決定す
ることが望ましいと考えます。
- 受入枠を超えて希望があった場合は、個人情報の保護を前提として、公平

性を期するため公開抽選とすべきと判断します。

(3) 検証

原則として、3年ごとに検証を行い、検証に基づき必要な見直しを行う必要があると考えます。

(4) 導入の時期

隣接校の入学を希望する子どもや保護者がいること、また、防犯や通学の安全確保など、今般の子どもたちを取り巻く社会情勢から、市教委は必要な事務的準備期間を経て、速やかに導入すべきと考えます。

(5) 制度の周知と情報公開

- 制度を理解していただくために、広報誌、ホームページ、パンフレットなど、広く市民に周知することが大切であります。
- 各学校の情報公開を積極的に進め、子どもや保護者に情報の提供ができる体制を充実する必要があります。

(6) その他

隣接校を希望し入学した児童は、卒業時までその学校に通学すべきものと考えます。

なお、在学中に「相当の理由」があると認められた場合は、現行の「指定校の変更」により、対応する必要があると判断します。